

清須市学校給食アレルギー対応検討会設置要綱

(設置)

第1条 食物アレルギー性疾患を有する清須市立小学校の児童及び中学校の生徒（以下「アレルギー児童等」という。）に対して、食物アレルギー起因食材料を除去した学校給食（以下「除去食」という。）及び食物アレルギー起因食材料の代わりの食材料を使用した学校給食（以下「代替食」という。）の提供を検討するため、学校給食アレルギー対応検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、アレルギー児童等に提供する除去食及び代替食に関し、次に掲げる事項を検討するものとする。

- (1) 学校給食全般におけるアレルギー対応の方針
- (2) 除去食及び代替食の提供等の対応
- (3) その他教育長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会は、25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が選任する。

- (1) 医師 1人
- (2) 学校長の代表 4人以内
- (3) 保護者の代表 12人以内
- (4) 養護教諭の代表 4人以内
- (5) 給食主任の代表 4人以内
- (6) その他教育長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 検討会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、検討会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、選任された日から当該日の属する年度の末日までとする。

(会議)

第6条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の選任後最初に行われる会議は、教育長が招集する。

2 会議においては、委員長が議長となる。

3 検討会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 検討会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、教育委員会事務局教育部学校給食センター管理事務所に於いて処理する。

(雑則)

第8条 この告示に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。